

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年7月27日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

1 監査の対象

農林商工部

産業振興課、農林水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

2 監査の期間

令和2年4月13日から令和2年5月19日まで（9日間）

3 監査の着眼点

令和元年度の財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行い、この結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行いながら、鹿屋市監査委員監査基準に準拠して実施した。

※ 鹿屋市監査委員監査基準は、平成29年6月に監査制度の充実・強化を図ることを目的として地方自治法が改正され、各自治体の監査委員が監査基準を定め、令和2年4月1日から施行することとなったことから、都市監査基準や総務省が示した監査基準（案）を参考にして本市における監査等の実施や報告等の基準を定めたものである。

5 財務監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。

ア 調定日を補助金交付の決定通知で処理していない状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 農地整備課)

イ 指定管理の協定書に基づく調定処理において、調定日を協定締結日で処理していない状況や調定額を協定書に定める額で処理していない状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 商工振興課)

(2) 住宅敷金について

鹿屋市市営住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例によると、敷金の運用等の条文で敷金の運用益は入居者の共同の利便のために使用するものとされているが、鹿屋市子育て支援住宅条例において、敷金の運用等が明確にされていない状況が見受けられた。

鹿屋市子育て支援住宅の敷金の運用等については、当該条例において明確にされたい。

(建設部 建築住宅課)

(3) 支出科目について

地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、支出負担行為をするときは、所属年度、会計区分、支出科目に誤りがなかなどの事項に留意して行わなければならないとされているが、次のような事例があった。

ア 用地取得に係る歳出科目が、その目的に従って款項に区分されていない状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 産業振興課)

イ 実行委員会の負担金において、負担金額の根拠や支出科目の根拠が明確にされていない状況が見受けられた。

負担金額については、その根拠を明確にするとともに、支出科目については、負担金と補助金のいずれが適正であるか検討されたい。

(農林商工部 ふるさとPR課)

(4) 報酬等の支給について

鹿屋市報酬及び費用弁償条例によると、日額支給の報酬は、その月分を翌月 10 日までに支給となっているが、4 か月分を 3 月にまとめて支給している状況が見受けられた。

鹿屋市報酬及び費用弁償条例に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 農林水産課)

(5) 補助金について

ア 補助金交付事務において、補助金交付申請日と交付決定日及び交付確定日を同日で処理されているものや交付対象の選定根拠が明確にされていないもの、交付申請書の添付書類に不備があるものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

鹿屋市補助金等交付規則等に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 畜産課、商工振興課、建設部 建築住宅課)

イ 鹿屋市補助金等交付規則によると、補助金の返還を命ぜられたときは、加算金を市に納付しなければならないとされているが、加算金を徴していない状況が見受けられた。

鹿屋市補助金等交付規則に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 畜産課)

(6) 登記前の前金払について

用地取得の支払において、鹿屋市会計規則を改正し、鹿屋市登記前払事務取扱規程を新たに定めて、これに基づき変更契約を行い登記前の前金払をしているが、鹿屋市財産規則によると、用地取得費の代金は所有権移転登記が完了した後に支払うこととされており、財産規則との整合性が図られていない状況が見受けられた。

鹿屋市財産規則における根拠を明確にされたい。

(農林商工部 産業振興課)

(7) 旅費について

鹿屋市職員等の旅費に関する条例によると、フェリーに乗船したときの市外旅費については、路程に応じ旅客運賃等により支給するとされているが、旅客運賃に基づき支給していない状況が見受けられた。

鹿屋市職員等の旅費に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 農林水産課)

(8) 時間外勤務手当について

鹿屋市職員の給与に関する条例によると、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額に誤りが見受けられた。

鹿屋市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 産業振興課、農林水産課、畜産課、農地整備課)

(9) 指定管理について

指定管理の基本協定書によると、指定管理者が指定の解除を申し出て、市が指定を取り消したときは違約金を支払わなければならないとされているが、違約金を徴していない状況が見受けられた。

基本協定書に基づき、適正に処理されたい。

(農林商工部 商工振興課)

6 行政監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

7 監査意見

財務監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、使用料の減免手続きや財産管理の事務処理等において一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

財務事務の適正な処理については、これまで以上にチェック体制の強化、徹底を図られたい。

また、行政監査においては、改善を要する事項はなかったものの、文書処理事務や週休日の振替に伴う事務等において、一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。